

令和3年8月19日

消費者安全法に基づく重大事故等以外の消費者事故等の事故情報データベース登録について

消費者安全法第12条第2項により消費者庁に通知のあった下記の消費者事故等の情報を、事故情報データベースに登録することとしましたので、お知らせします。

1. 事故情報

(1) 事故情報(下記(2)を除く)

	事故発生日	製品名等	事故内容	発生都道府県
1	令和3年8月10日	ガス湯沸器	ガス湯沸器の点火操作を繰り返したところ、ガス湯沸器のねじ接続部から漏えいしたガスに引火し、当該ガス湯沸器の一部に焦げ。	大阪府

(2) 事故情報(食中毒情報)

	事故発生日	原因施設・原因食品	病因物質	発生都道府県
1	令和3年7月19日	飲食店(7月18日の食事)	アニサキス	東京都

2. リコール・自主回収情報

(1) リコール・自主回収情報(食品関係)

	製品名等	届出内容
1	寿司	アレルギー(卵)表示が欠落。 (自主回収に着手した年月日 令和3年8月4日／販売地域 新潟県)
2	中華めん	アレルギー(りんご)表示が欠落。 (自主回収に着手した年月日 令和3年8月6日)
3	氷菓	成分規格不適合(一般生菌数)。 (自主回収に着手した年月日 令和3年7月16日／販売地域 香川県)
4	トマト	成分規格不適合(残留農薬)。 (自主回収に着手した年月日 令和3年7月28日／販売地域 北海道)
5	蒲鉾	適温外の温度帯で販売。 (自主回収に着手した年月日 令和3年8月11日／販売地域 神奈川県)
6	弁当	アレルギー(ごま)表示が欠落。 (自主回収に着手した年月日 令和3年8月7日／販売地域 山梨県)
7	まぐろ(刺身用)	消費期限を誤表示。 (自主回収に着手した年月日 令和2年8月10日／販売地域 長野県)
8	和生菓子	商品の名称と原材料が詰合せ化粧箱の包装紙と個包装で相違。 (自主回収に着手した年月日 令和3年8月6日／販売地域 北海道)
9	缶詰	成分規格不適合(残留農薬)。 (自主回収に着手した年月日 令和3年8月6日)
10	白菜漬物	成分規格不適合(大腸菌群)、賞味期限の誤表示。 (自主回収に着手した年月日 令和3年8月5日／販売地域 宮城県)
11	アイスクリーム	成分規格不適合(大腸菌群)。 (自主回収に着手した年月日 令和3年8月5日／販売地域 宮城県)
12	焼鳥	アレルギー(りんご)表示が欠落。 (自主回収に着手した年月日 令和3年8月10日／販売地域 長野県)
13	うなぎ(蒲焼)	消費期限を誤表示。 (自主回収に着手した年月日 令和2年8月3日／販売地域 東京都)

14	パン	アレルギー(卵)表示が欠落。 (自主回収に着手した年月日 令和3年8月11日／販売地域 埼玉県)
15	中華まんじゅう	アレルギー(乳)表示が欠落。 (自主回収に着手した年月日 令和3年7月26日／販売地域 東京都、千葉県)
16	さば(干物)	消費期限を誤表示。 (自主回収に着手した年月日 令和2年8月11日／販売地域 東京都)
17	肉加工品(計2件)	アレルギー(卵、大豆)表示が欠落。 (自主回収に着手した年月日 令和3年8月5日／販売地域 沖縄県)
18	惣菜(揚げもの)	アレルギー(乳、鶏肉、りんご、ゼラチン)表示が欠落。 (自主回収に着手した年月日 令和3年8月12日／販売地域 群馬県)
19	果物加工品(計4件)	異物(プラスチック片)混入の可能性。 (自主回収に着手した年月日 令和3年8月3日／販売地域 東京都)
20	あん加工品	腐敗の可能性。 (自主回収に着手した年月日 令和3年8月13日／販売地域 大阪府)
21	調理パン	アレルギー(卵)表示が欠落。 (自主回収に着手した年月日 令和3年8月3日／販売地域 三重県)
22	惣菜(揚げもの)	アレルギー(えび)表示が欠落。 (自主回収に着手した年月日 令和3年8月12日／販売地域 埼玉県)
23	さけ(切り身)	保存温度及び消費期限を誤表示。 (自主回収に着手した年月日 令和3年8月7日／販売地域 愛知県)
24	惣菜(焼売)	アレルギー(かに、ごま、鶏肉、豚肉、ゼラチン)表示が欠落。 (自主回収に着手した年月日 令和3年8月12日／販売地域 三重県)
25	おにぎり	アレルギー(鶏肉、豚肉)表示が欠落。 (自主回収に着手した年月日 令和3年8月12日)
26	ローストビーフ 他	消費期限を誤表示。 (自主回収に着手した年月日 令和2年8月12日／販売地域 長野県)

(2) リコール・自主回収情報(食品関係以外)

	製品名等	届出内容
1	普通乗用自動車(ランドローバー レンジローバースポーツ 他)	普通乗用自動車(変速機)のリコール。(外-3267) トランスミッションコントロールモジュール及びシャシコントロールモジュール、又はトランスミッションコントロールモジュール及びゲートウェイコントロールモジュールのプログラムが不適切なため、加速騒音の数値が保安基準第30条(騒音防止装置)の基準に適合しなくなるおそれがある。

3. 留意事項

これらは、消費者安全法の規定に基づく通知内容の概要であり、消費者庁として事故原因等を確定したものではありません。

「2. リコール・自主回収情報((2)リコール・自主回収情報(食品関係以外))」の届出内容欄のリコール情報等における()内の数字は、リコール届出番号、改善対策届出番号です。

消費者安全調査委員会(消費者庁)に申出のあった事故情報については、右端に※印を記載しています。

上記情報は、登録後、事故情報データベース(URL: <https://www.jikojoho.caa.go.jp>)で「消費者事故等(2021年8月19日公表分)」をフリーワードに入力すると検索可能になります。

本件に対する問合せ
消費者庁消費者安全課 三宅、石井
TEL : 03(3507)9263 FAX : 03(3507)9290